

福祉医療(マル福)の申請・更新の手続きはお済みですか？

町では、福祉医療制度に該当する方へ7月に申請書を送付しております。

申請書を提出し、認定されると受給者証が交付され、病院等で医療を受ける際、保険証と一緒に提示することで医療費(保険適用分)の自己負担分が助成されます。

また、平成24年8月から対象者が小学生まで拡大されております(これまでは小学校就学前まで)。まだ申請の手続きをされていない方は、お早めに手続きして下さいをお願いします。

ご不明な点がございましたら下記お問い合わせ先へご連絡ください。

【申請に必要なもの】

- ・受給者の健康保険証のコピー
- ・印鑑

※平成24年1月1日時点で町外に住所のあった方は「平成24年度所得・課税証明書」が必要となります。



対象区分	該当要件
乳幼児・小学生	0歳～小学校修了年度の3月31日まで
ひとり親家庭の児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・所得制限があります
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳4～6級所持者 ・所得制限があります ・被用者保険本人の場合は該当しません
重度心身障害(児)者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳A所持者 ・被用者保険本人の場合は所得制限があります

■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

「八峰町定住奨励金等事業」の一部が変更になります

〈用語の定義〉

Uターン者・・・町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人
(但し、在学期間は含まない)

Iターン者・・・町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

定 住 奨 励 金

1. 対象者

八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているUターン者・Iターン者
※申請期間は住民登録の届出をした日から1年以上経過した後、1年内になります。

2. 交付額

①単身で転入した場合は150,000円 ②家族で転入した場合は300,000円

3. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出してください。

〈必要な添付書類〉

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等
※八峰町から転籍した場合は、転籍地の「戸籍の附票」が必要です。

4. その他

奨励金の交付を受けた日から、5年以内(以前の規定:「3年以内」)に転出した場合は奨励金を返還していただきます。

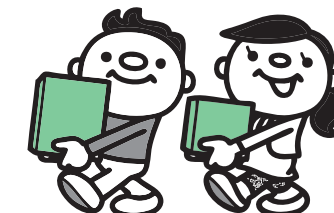
※平成25年3月31日までに住民登録の届出を行った方については、以前の規定を適用します。

※「定住用住宅取得等助成金」も一部変更になります。詳細については、ホームページでご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録を行った方
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録を行った方
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした方
(卒業後5年以上町外で生活していた方は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している方(同居家族含む)等

※平成24年4月1日以降に婚姻により住民登録を行った方は交付対象となります。
(住民登録の届出をした日から1年以上経過した後、1年内に申請してください)



■問合せ先 八峰町企画財政課企画係 ☎76-4603

～お気軽にご相談下さい～

おかげさまで50年

秋田建築労働組合

ラジオCMでおなじみです。



健康保険

◎全国30万人が加入する職人のための保険制度。

共済制度

◎セツト共済など、もしもの時に強力サポート。

労災保険

◎現場のケガにも安心補償

そして、何より同じ仕事の仲間がいて助け合い、相談できるのが魅力です。

連絡先

秋田建築労働組合 能代支部 支部長 TEL 53-5488
 県北事務所 〒018-0174 能代市字新山前84 TEL 54-8945